

学校法人泉州学園役員等の報酬及び費用の弁償
並びに退職慰労金に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、学校法人泉州学園の報酬及び費用の弁償並びに退職慰労金について必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程で役員とは、学校法人泉州学園寄付行為に定める理事及び監事をいう。

(報酬その他)

第 3 条 常勤の役員は有給とし、手当てについては、必要に応じて支給することが出来る。

2 非常勤役員は、原則として無報酬とする。

(俸 給)

第 4 条 常勤の役員の俸給は別表第 1 のとおりとする。

(賞 与)

第 5 条 常勤の役員の賞与は、近畿大学泉州高等学校給与規程を準用する。

(費用の弁償)

第 6 条 役員が、その業務を行うために必要な費用はこれ弁償する。

2 費用弁償の額は、近畿大学泉州高等学校旅費規程を準用する。

(退職慰労金)

第 7 条 役員がその職を離れたときは、退職慰労金を支給する。

2 常勤役員の退職慰労金の額は、退職時の俸給月額に、学校法人泉州学園退職金支給規程に定める支給率を乗じて得た金額とする。

理事長	1 期 (4 年) 在任の場合	1 0 0 分の 2 0 0
-----	-----------------	----------------

〃	2 期 (8 年) 〃	1 0 0 分の 2 0 0
---	-------------	----------------

〃	3 期 (1 2 年) 〃	1 0 0 分の 3 0 0
---	---------------	----------------

その他の常勤役員の場合 1 0 0 分の 1 5 0 とする。

3 非常勤役員が退任したときは、退任記念品を贈呈する。

第 8 条 前条の規程に関わらず、在任中とくに功労のあった者に対しては、理事会の議を経て特別慰労金を贈ることができる。

第 9 条 法人が必要と認め招聘した役員顧問、学校長・本部事務局長、法人顧問及び事務長の雇用並びに報酬については、理事会の議を経て理事長が定める。

2 賞与、費用弁償及び退職慰労金については、本規程を準用する。

附 則

この規程は、平成5年12月1日から施行する。

一部改正 平成6年6月21日
〃 平成9年3月27日
〃 平成13年3月23日
〃 平成21年4月1日
〃 平成26年9月25日

別表第1

職 名	俸 給 月 給
(1) 理 事 長	700,000円以内
(2) 専 務 理 事	650,000円以内
(3) 上記(1)(2)の職に 教職兼務	100,000円